

湘南鎌倉医療大学オープンアクセス方針 実施要領

この要領は、「湘南鎌倉医療大学オープンアクセス方針」(以下「本方針」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 湘南鎌倉医療大学(以下「本学」という。)は、本学において生成された学術研究成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、情報公開を推進するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1) 本方針について

本方針は、本学において生成された研究成果の発信を促すために、研究機関としての本学の責任を果たすことを学内外に向けて表明するものとする。

(2) オープンアクセス

オープンアクセスとは、研究成果をインターネット上に無償で公開し、誰もが障壁なくアクセスし、利用できるようにすることである。オープンアクセスによって研究成果を広く公開し、利活用を促進することで、研究成果への理解促進やさらなる普及、研究成果に関する透明性や質の保証等が期待できる。研究者にとっても、研究成果の可視性が向上する、引用される可能性が高まる、研究者自身がいつでも確認できるといったメリットがある。

オープンアクセスには、大きく分けて以下の2種類がある。

①グリーン・オープンアクセス(セルフ・アーカイブ)

機関リポジトリ等で、出版社版あるいは著者最終稿を無料で公開する方法

②ゴールド・オープンアクセス

学術雑誌等に掲載された論文を、出版社のウェブサイトにおいて無料で公開する方法

(研究成果の公開)

第2条 本学は、本学に在籍する教職員(以下「教職員」という。)または学生が、出版社、学協会、学内部局等から発行された学術雑誌等に公表した学術研究成果(以下「研究成果」という。)を、湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)等で公開する。ただし研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(1)「教職員」の範囲

本方針によりリポジトリへの研究成果登録を推奨されるのは、本学に在籍する教職員または学生である。また、博士後期課程の大学院生の「学位論文」については、湘南鎌倉医療大学大学院学位規程に基づき本学リポジトリにおいて公表する。

なお、本学に在籍する教職員が他機関へ異動した後も、本学在籍時に発表し、リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存・公開するものとする。

(2) 研究成果の範囲

本方針によりリポジトリへ登録する研究成果は、学術雑誌（出版社、学協会、学内各部局等が発行した出版物）に掲載された論文や学術情報を指し、書籍は含まないものとする。

(3) 研究成果の著作権

研究成果をリポジトリに登録することによって著作権が移転することはなく、登録前の著作権者が著作権を保持するものとする。

(適用の例外)

第3条 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であると判断された場合は、当該研究成果を公開しない。

特別な事情により研究成果の公開が不適切な場合や、公開が不適切であると判断した場合は、当該研究成果を公開しないものとする。

<公開が不適切な理由の例>

- ・著作権者である出版社や共著者からの許諾が得られない場合
- ・著作権は教職員自身が有しているが、出版社との契約等によりインターネット上で公開することができない場合
- ・個人情報やプライバシーに関する情報が含まれているため、インターネット上での公開が適切でない場合
- ・捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合

(適用の不遡及)

第4条 本方針の施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用しない。

本方針は施行以前に公表された研究成果については適用されないものとする。

(リポジトリへの登録)

第5条 教職員または学生は、研究成果について、リポジトリ登録が許諾される著者最終原稿等の適切な版を、速やかに本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等に関する事項は、「湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

リポジトリへの登録は、「湘南鎌倉医療大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき、登録を希望する者が図書館へ登録申請手続きを行うものとする。登録申請手続きの詳細は図書館に確認する。

(その他)

第6条 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて、教職員、図書館、学協会、出版社、学内関連部局等の関係者間で協議して決定する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。